

お知らせ

令和6年4月から 情報ネットワーク使用料を改定します

村上市では令和6年度から防災アプリ等を導入し、防災・行政情報のほか、区長からの放送も、アプリを入れるとスマホなどで情報（音声・文字）を受けとれるようになります。これに伴い、令和6年度中に告知端末機による通信サービスを終了するため、令和6年4月から情報ネットワーク使用料を次のとおり改定します。

令和6年3月まで

区分	月額使用料
 通信サービスのみ	400円
  通信・放送サービス	710円

令和6年4月から

区分	月額使用料
終了	—
 放送サービス	400円



通信（告知端末機）



ケーブルテレビ放送

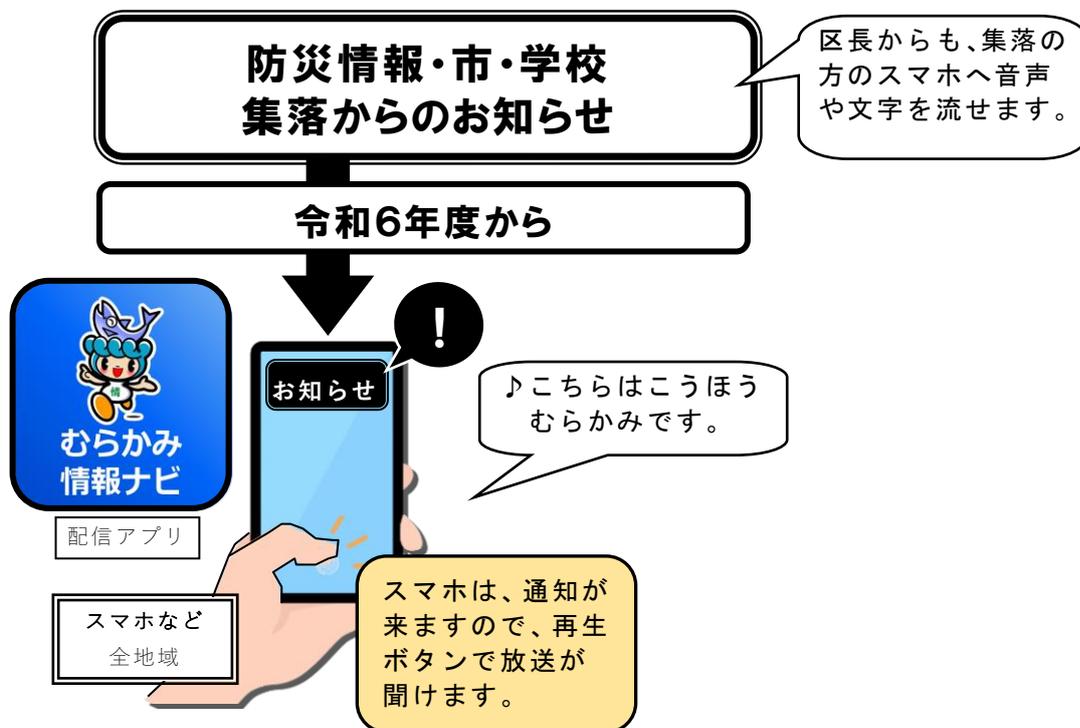
※使用料は、年2回（半年ごとに後払い）いただいております。

ケーブルテレビ放送の「放送サービス」は、令和6年4月以降も継続します。



「告知端末機」は回収しますので、処分等せず、コンセントを抜いて保管しておいて下さい。機器の回収については、別途お知らせします。

（防災アプリ配信イメージ）



■お問合せ先

村上市 総務課 情報管理室 電話 53-2111（代表）
または、各支所 地域振興課総務管理室